

小規模自治体向け優先的検討規程の 運用定着のポイントと参考事例



内閣府 民間資金等活用事業推進室

概要

小規模自治体（概ね人口20万人未満）における優先的検討規程（公表ベース31団体）の内容を整理し、さらに規定に基づき検討を行った自治体についてヒアリング調査を行った。

本資料は、小規模自治体における優先的検討規程の運用定着のポイントをとりまとめるとともに、策定済みの優先的検討規程の特徴を参考事例として紹介するものである。

目次	
優先的検討規程の運用定着のポイントについて	2頁
参考事例① 別府市	3頁
参考事例② 美濃加茂市	4頁
参考事例③ 鳥取市	5頁
参考事例④ 小郡市	6頁

優先的検討規程の運用定着のポイントについて

①検討対象基準の柔軟な運用

- 小規模自治体においては、内閣府基準（総事業費が10億円以上、単年度の事業費が1億円以上）を満たす案件が少ない可能性がある。検討案件の裾野拡大と、PPP/PFIの導入効果及び職員の事務負担増加のバランスを考慮した上で、検討することが望ましい。
- 金額規模による基準のみにとらわれず、公有地利活用など財政負担の生じない事業、類似事例でPPP/PFI実績がある事業など広く対象とできる柔軟な規程とすることが望ましい

②「とりまとめ課」が事業担当課を支援する庁内体制の構築

- 規程の所管である「とりまとめ課」による、主にPPP/PFIに対する知識面からの、事業担当課への全面的な検討支援体制の構築
- PPP/PFIの専門部署を設けることが難しいことが多いため、既存の部署がとりまとめの役割を担うことが期待される。
- 公共施設マネジメント（公共施設等総合管理計画）の所管部署や総合計画の所管部署など、全庁的に事業の状況を把握することのできる部署が「とりまとめ課」を担うことが効果的であると考えられる。

③規程の定期的な庁内周知と、検討状況の把握（内部的なPDCAプロセス）

- 庁内に対して定期的に規程について周知発信することに一定の効果があることが示唆された。
- 周知発信と合せ、PPP/PFI全般に関する事業担当課の知識向上の機会（庁内研修の実施、地域プラットフォーム主催研修への参加等）を設けることが重要である。
- 「とりまとめ課」が検討対象事業が漏れなく検討されているかを確認し、場合によっては検討を要請する手段を有することも重要である。

参考事例① 別府市

“ロング・ショートリスト、サウンディング及びプラットフォームの活用を規定”

■べっぷ公民連携ガイドライン(PPP導入推進指針)

◆基本情報

所在地	大分県別府市上野口町1番15号
人口	114,992人 (令和2年12月末)
PFI推進窓口部署	公民連携課
策定時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年12月
PPP/PFI事業の実績 (検討実績)	<ul style="list-style-type: none"> 別府公園東駐車場便益施設等整備運営事業(スターバックスコーヒージャパンを設置予定者に特定⇒R元.12スターバックスコーヒー別府公園店開業) 鉄輪地獄地帯公園整備運営事業 (H31.1 公募設置等指針公表 ⇒R元 設置等予定者選定済・(株)GramProp) 上人ヶ浜公園再整備及び別府海浜砂湯改修事業 (H31.3 サウンディング調査実施) 春木川公園整備・利活用事業(R1.5 サウンディング調査)

◆運用定着ポイントの観点からの当該団体の特徴

・基準に該当しない事業でも、PPP手法の導入を検討できる

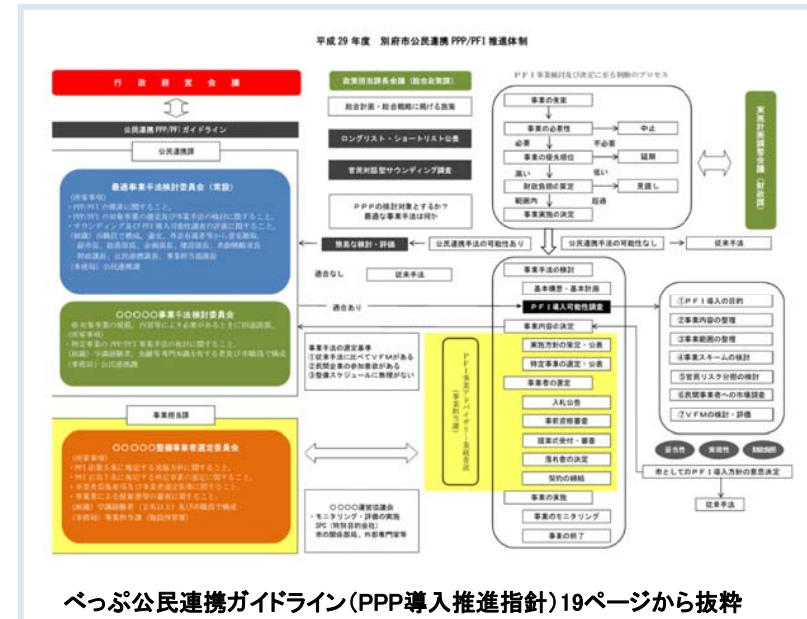
優先的検討基準を、①事業費10億円以上の建設、製造または改修事業、②単年度事業費1億円以上の維持管理運営事業と規定しつつ、この基準に該当しない事業でも、他の自治体の取組等も参考にPPP導入が適当な事業規模かどうか判断する旨明記している。

・PFI推進窓口部署である公民連携課の役割

公民連携課は、PPPの広がりに対応し、民間と行政(各事業部局)をつなぐファシリテーターとしての役割を担う旨明記している。

・事業発案段階から民間事業者との対話を積極的に行う仕組みを規定

事業発案段階から民間事業者との対話を積極的に行う仕組みとして、①PPPロングリスト・ショートリストへの掲載、②サウンディング調査等の実施、③べっぷ公民連携LABO(別府版地域プラットフォーム)の活用を規定している。



べっぷ公民連携ガイドライン(PPP導入推進指針)19ページから抜粋

◆その他

・公的不動産(PRE)の有効活用についても規定を設けている。

・当市は、令和元年11月に大分県が設置した「おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム」のコアメンバーとなっている。

参考事例② 美濃加茂市

“優先的検討の対象となる事業規模につき独自の基準を規定”

■ 美濃加茂市PPP／PFI手法導入優先的検討規程

◆ 基本情報

所在地	岐阜県美濃加茂市太田町3431-1
人口	57,290人（令和3年1月1日）
PFI推進窓口部署	施設経営課
策定時期	• 平成29年10月（平成31年4月改定）
PPP/PFI事業の実績 （検討実績）	• 新庁舎整備についてPPPを検討中（基本計画策定中） • （仮称）新古井保育園整備事業(R1.9.2実施方針及び要求水準書（案）公表、PFI法に準じたDBO方式） • 新伊深交流センター整備事業（賃貸借（リース））

◆ 運用定着ポイントの観点からの当該団体の特徴

・検討対象の事業費基準を独自に設定かつ柔軟な運用を規定

優先的検討の対象となる事業規模につき、施設整備事業は1億円以上（内閣府PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引の基準の10分の1）、運営等だけの事業は事業費基準を設けないと規定している。かつ、事業費基準に満たない事業でも必要に応じ優先的検討の対象とできる旨明記している。

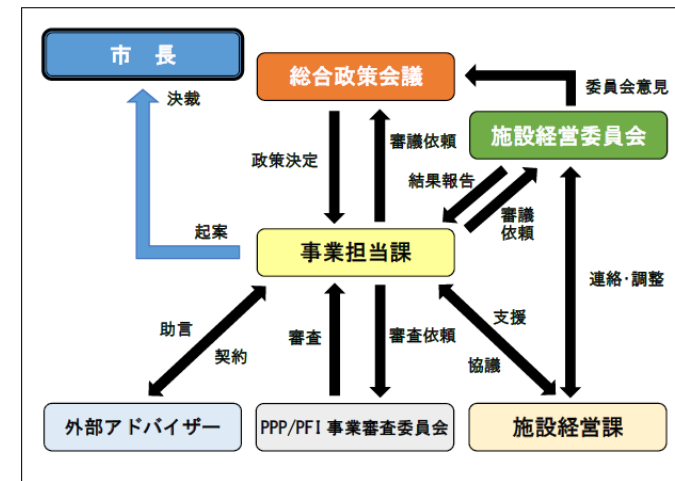
・事業担当課を支援する庁内体制の構築

推進体制図のとおり、事業担当課がPPP/PFI導入の検討や具体的な事業手続を円滑に進めることを支援するため、施設経営課が施設経営委員会との連絡・調整など各種の支援を行うとしている。

・PPP/PFIの基礎的知識を説明したガイドラインの作成

同市でPPP/PFI導入を検討・決定・実施する際の統一的な考え方や手順などに加え、PPP/PFI手法を導入するに当たり必要となる基礎的な知識も説明したガイドラインを策定している。

【美濃加茂市における推進体制】



「美濃加茂市PPP／PFI手法導入ガイドライン」15ページから抜粋

◆ その他

・PPP/PFI手法優先的検討規程を、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討する上位規定と位置づけ、その下に「PPP/PFI導入ガイドライン」及び「指定管理者制度運用ガイドライン」を定めている。

参考事例③ 鳥取市 “検討対象事業の金額基準なし／民間事業者との情報共有について規定”

■ 鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針

◆ 基本情報

所在地	鳥取県鳥取市幸町71番地
人口	185,890人（令和2年12月末）
PFI推進窓口部署	資産活用推進課
策定時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月
PPP/PFI事業の実績 (検討実績)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市民体育館再整備事業（R2.3事業契約締結、契約金額税込55億円） 鳥取市宮住宅長瀬団地建替え事業(R2.9事業契約締結、契約金額税込7億円） 新本庁舎の包括管理業務委託(H30.4 サウンディング型市場調査実施、H31.3 公募プロポーザルにより最優秀提案者決定) 民間提案制度(H30～R2 3件の民間提案について事業化)

◆ 運用定着ポイントの観点からの当該団体の特徴

● 検討対象事業の金額基準なし

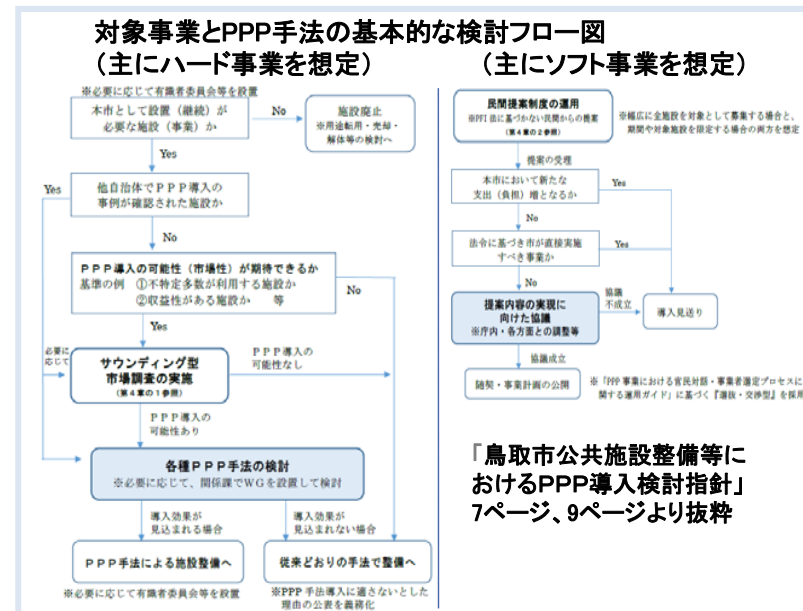
施設整備等に関する事業【ハード事業】、及び既存施設の効率的な管理や利活用【ソフト事業】について、金額基準により対象外とするような規定を設けていない。

● 民間事業者との情報共有について規定

様々なPPP手法を検討・導入していくためには、民間事業者の理解と参画を促す仕組みが必要であり、対話や提案を募集する仕組みの構築とともに、PPP勉強会など共に学べる場を提供している。

● PPP推進窓口部署が施設所管課を支援することを明記

PPP手法の導入に向けた検討については施設所管課が主体となって進めるが、導入検討に関する総合的な調整・支援、情報の提供等は資産活用推進課が行う旨を明記している。



◆ その他

PPP/PFI手法の導入を具体的に検討するに当たって、具体的に必要となる費用対効果の算出方法、事業者（契約先）の選考基準などを示す詳細な規定（マニュアル）については、「PFI手法活用の優先的検討規程」、「DBO方式の導入マニュアル（仮称）」など手法毎に別途定めることを検討している。

参考事例④ 小郡市

“検討対象事業の金額基準を独自に設定”

■ 小郡市PPP/PFI導入指針

◆ 基本情報

所在地	福岡県小郡市小郡255番地1
人口	59,585人（令和3年1月1日）
PFI推進窓口部署	経営戦略課
策定期間	・ 令和2年2月
PPP/PFI事業の実績 （検討実績）	・ 学校給食センターPPP事業（R元.11 サウンディング調査実施）

◆ 運用定着ポイントの観点からの当該団体の特徴

・ 検討対象の事業費基準を独自に設定かつ柔軟な運用を規定

優先的検討の対象となる事業規模につき、①建設、製造又は改修を含む事業は総額3億円以上(内閣府PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引の基準の10分の3)、②単年度の維持管理、運営費等が5千万円以上(内閣府PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引の基準の2分の1)の事業としている。また、事業費基準に満たない事業でも、明らかに民間の参入が見込まれ、PPP/PFIの効果が期待できる場合は導入の検討を行う旨明記している。

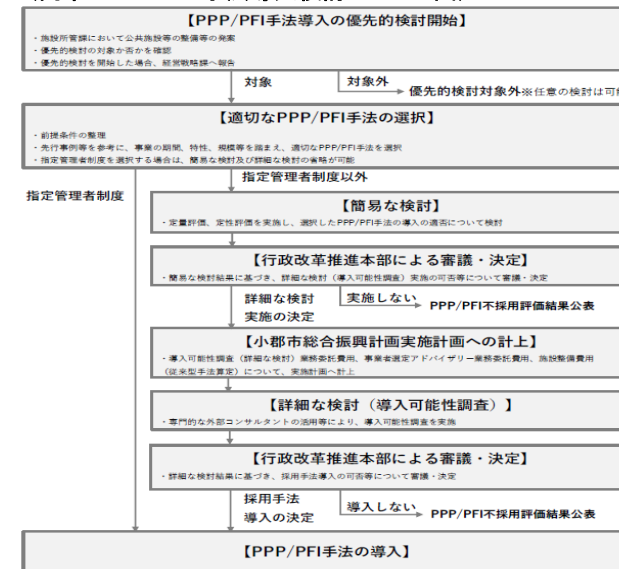
・ 事業担当課を支援するなどの庁内体制の構築

事業担当課がPPP/PFI導入の検討や具体的な事業手続を円滑に進めていくために、経営戦略課が各種の支援を行う旨明記している。

・ 民間事業者との情報共有について

より幅広く、様々なPPP/PFI手法を検討・導入していくため、民間事業者と行政が情報を共有し、事業に対する相互理解や信頼度を深めるのが重要であるとし、地域プラットフォームの活用やサウンディング型市場調査を例示している。

（同市のPPP/PFI手法導入検討のフロー図）



小郡市PPP/PFI導入指針17ページより抜粋

◆ その他

同市では、令和元年5月に策定した「緊急財政対策計画」により、「新規事業は、既存事業の廃止、縮小、見直しによる置き換えを原則とする」こと、「民間委託を推進し、人員の適正化を図る」ことなどが基本方針として計画されている。